

# 電子情報通信学会信越支部運営委員の職務権限規程

(平成24年10月13日一部改正)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、社団法人電子情報通信学会（以下、本会という。）規則第13章に基づき、電子情報通信学会信越支部（以下、本支部という。）運営委員の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、支部運営委員とは、支部長、次期支部長、支部庶務幹事、支部会計幹事、支部委員をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 支部運営委員は、法令、定款、規則および本会あるいは本支部が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 支部運営委員の職務権限

### (支部運営委員)

第4条 支部運営委員は、支部運営委員会を組織し、法令および定款、規則、規程の定めるところにより本支部の業務の執行の決定に参画する。

### (支部長)

第5条 支部長の職務権限は、定款、規則および規程に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 支部長として本支部を代表し、本支部の事務を総括する。
- (2) 支部運営委員会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 次年度の事業計画案および収支予算案、前年度の事業報告書および収支決算書を作成し、支部運営委員会の議決を経て、本部へ提出する。
- (4) 別表「支部運営委員の職務権限委任項目」に従って職務権限を委任する。

### (支部長以外の支部運営委員)

第6条 支部長以外の支部運営委員は、支部長の命を受け、次の支部の事務の執行を補助する。支部の事務の執行を補助するに当たり、別表に掲げる職務権限の委任を受ける。

- (1) 庶務幹事 庶務および他の支部運営委員の所掌に属しない事項
- (2) 会計幹事 会計に関する事項
- (3) 支部委員 個別事業（講習会、学生会）に関する事項

### (予算の執行)

第7条 支部予算の執行状況は、支部運営委員会開催の都度、支部会計幹事が報告する。

第8条 支部予算総額を上回る執行には、支部運営委員会の議決を経て、支部担当理事および会計理事の承認を要する。

### 第3章 補則

(細則)

第9条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、支部運営委員会の議決により、別に定めることができる。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、支部運営委員会の議決を経て行う。

附則

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

本規程の改正は、平成24年10月13日から施行する。

別表

支部運営委員の職務権限委任項目

決 裁 事 項	決 裁 権 者 (あるいは被委任者)				
	支部長 (支部運営委員会)	支部庶務幹事	支部会計幹事	支部委員	
				講習会担当	学生会顧問
事業計画及び予算案の作成に関すること	○※ (○)				
事業報告及び決算案の作成に関すること	○ (○)				
支部名義の契約 (契約者名は支部長)	○※				
支部名義の使用 (協賛、後援、等)	○				
契約の締結	事業計画あるいは支部運営委員会承認事項の契約は 担当支部運営委員に委任				
一件100万円以上	○※				
一件100万円未満		○			
一件50万円未満			○		
一件30万円未満 (講習会事業関連)				○	
一件10万円未満 (講習会事業関連)					○
支出	事業計画あるいは支部運営委員会承認事項の契約は 担当支部運営委員に委任				
一件100万円以上	○				
一件100万円未満		○			
一件50万円未満			○		
一件30万円未満 (講習会事業関連)				○	
一件10万円未満 (講習会事業関連)					○
開催事業参加費の決定	○ (○)				

※次年度に係わる項目については、次期支部長も含める。